

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

常陸大宮市豊かな自然と調和した地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県常陸大宮市

3. 地域再生計画の区域

常陸大宮市の区域の一部（栄町地区、南町地区、中富町地区、抽ヶ台町地区、上町地区、岩瀬地区）

4. 地域再生計画の目標

平成16年10月16日、5町村（大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村）が合併し「常陸大宮市」が誕生した。

常陸大宮市は、茨城県の北西部、県都水戸から約20kmの八溝山地及び阿武隈山地の南端と関東平野周縁台地北端の境界部に位置している。東に久慈川、南に那珂川の2大河川が、中央部を緒川と玉川がそれぞれ流れ、市の約17%が農用地で約60%が森林原野で占めている。人口49,142人（平成17年4月1日現在）、面積は、東西約20.8km、南北約26.4kmにおよぶ348.38km²で、茨城県の面積のおよそ5.7%を占めている。市の東部にはJR水郡線と国道118号が通り、中央部には国道293号、西部には国道123号が通っている。一級河川である那珂川・久慈川は、サケ、アユなどの魚や多くの魚類が生息し、釣り人や水遊びを楽しむ子供たち、散策を楽しむ人など、多くの人々に親しまれている。

近年、本市においても生活水準の向上に伴い、公共用水域の汚濁や生活環境の悪化が進行しており、早急な下水道の整備が急務となっている。

また、農村地域でも、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。

こうしたことから、生活排水を処理するために平成元年からは市の中心部で公共下水道事業を、平成4年からは農村地域で農業集落排水事業を、平成13年からは浄化槽の市町村設置型事業を展開しているものの、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、61%と依然として低い状況である。

このため、本市の特色である水や緑豊かな自然環境を守るため、汚水処理施設整備を一層促進し、豊かな自然と調和した住みよいまちづくりを目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率 61% → 76% に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道は、常陸大宮市のうち、旧大宮町だけが整備区域となっている。事業認可面積 237ha であるが、平成 17 年度中に事業認可面積を 340ha まで認可面積を拡大し、そのうち、栄町地区、南町地区、中富町地区、抽ヶ台町地区、上町地区の整備を行う。下水道整備は、平成元年度に事業に着手し、事業効果の高い市街化区域から優先的に整備を進め、平成 16 年度までに 207.4ha の整備が完了している。

農業集落排水施設については、上記の公共下水道区域と隣接する岩瀬地区の整備を行う。

人口集中地区である公共下水道と、それに近接する農業集落排水施設を一体的に整備することにより普及率が向上し、相乗効果により公共用水域の汚濁防止に大きな効果が期待できる。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも常陸大宮市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設

[事業区域]

- ・公共下水道 常陸大宮市栄町地区、南町地区、中富町地区、抽ヶ台町地区、上町地区
- ・農業集落排水施設 常陸大宮市岩瀬地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年度～ 21 年度
- ・農業集落排水施設 平成 17 年度～ 21 年度

[整備量]

- ・公共下水道 200～450 L = 8, 200m

・農業集落排水施設 75～200 L = 9,200m

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道栄町地区、南町地区、中富町地区、抽ヶ台町地区、上町地区で2,784人、農業集落排水施設岩瀬地区で1,030人

[事業費]

・公共下水道	758,000千円
	(うち、単独 142,000千円)
	(うち、国費 308,000千円)
・農業集落排水施設	763,300千円
	(うち、単独 75,500千円)
	(うち、国費 343,900千円)
・合計	1,521,300千円
	(うち、単独 217,500千円)
	(うち、国費 651,900千円)

5 - 3 その他の事業

該当無し

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて適切な措置をとる。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し